指 定 訪 問 看 護 事 業
（指 定 予 防 訪 問 看 護 事 業）

運 営 規 定

社会福祉法人　南の風

訪問看護ステーション　セレーノ

（事業の目的）

第１条　この運営規定は、社会福祉法人南の風が設置する　訪問看護ステーション　セレーノ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った指定訪問看護を提供することが目的とする。

（運営方針）

第２条

１．　この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

２．　利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。

３．　利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるもそとする。

４．　事業の実施にあたっては、市区町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス福祉サービスを提供する者との連携に努める。

５．　指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

６．　前５項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１１月１日大阪府条例第１１５号)」の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護の運営方針）

第３条

１．この事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態等となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように配慮し、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

２．利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。

３．利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。

４．次行の実施にあたっては、市区町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との連携に努める。

５．指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又は、その家族に対して適切

な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

６．前５項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　訪問看護ステーション　セレーノ

（２）　所在地　大阪府堺市堺区南田出井町１丁３番１２号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　看護師１名（常勤・正看護師・看護職員兼務）

管理者は主治医の指示に基づき指定訪問看護が適切に行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）　看護職員　看護師１名（常勤正看護師　１名・常勤准看護師　０名）

（非常勤正看護師２名・非常勤准看護師２名）

看護職員は、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要な看護、指導を行う。

（３）　リハビリテーション職員　理学療法士（２名）

作業療法士（１名）

在宅におけるリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　　月曜日から日曜日までとする。

（２）　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

ただし、オンコール希望者へは、必要時２４時間対応とする。

（指定訪問看護の内容）

第７条

１．指定訪問看護の種類は訪問看護のみ。

２．指定訪問看護は、主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画を作成し、訪問看護計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、医学

の進歩に対応した適切な看護を提供する。

３．看護師・准看護師及び理学療法士・作業療法士は、訪問日、提供した看護内容等を診療録に記載する。

４．訪問看護報告書の作成。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、堺市とする。

（利用料その他の費用の額）

第９条

１．指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとして、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の支払いを受けるものとする。

２．法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

３．前条に定める通常の事業の実施地域内においても事業所より３ｋｍを超えた場合、交通費３００円を実費徴収する。

４．前３項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料その他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

５．指定訪問看護の提供に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（衛生管理等）

第１０条

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２．労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対して感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

（緊急時における対応方法）

第１１条

指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医の医師に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第１２条

１．指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

２．本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第２３条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じる。又、市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３．本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１３条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保持に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２．事業者が得た利用者の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３．利用者以外の者（家族）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待との防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３） その他虐待防止のために必要な措置

（その他運営に関する留意事項）

第１５条

１． 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、改善を図るとともに、従業者の資質の向上を図るために研修の機会を確保し、業務体制を整備する。

（１） 採用時研修　採用後３ヶ月以内

（２） 継続研修　年２回

２．　職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３．　職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４．　事業所の職員に、その同居の家族にある利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

５．　本事業所は訪問看護に関する具体的なサービス内容等の記録は、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

訪問看護に関する具体的なサービス内容等の記録以外の利用者に対するサービスの提供に関する記録（市区町村の通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った措置の記録、看護計画・その他記録等）の保存年限は、サービス完結の日から２年間保存するものとする。

６．　この規定に定めのない事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人　南の風と本事業所の管理者との協議を基に定めるものとする。

（附則）

この規定は、平成３０年　４月　１日から施行する。

この規定は、令和　１年１２月　１日から施行する。

この規定は、令和　３年　８月１６日から施行する。

この規定は、令和　５年１２月　１日から施工する。